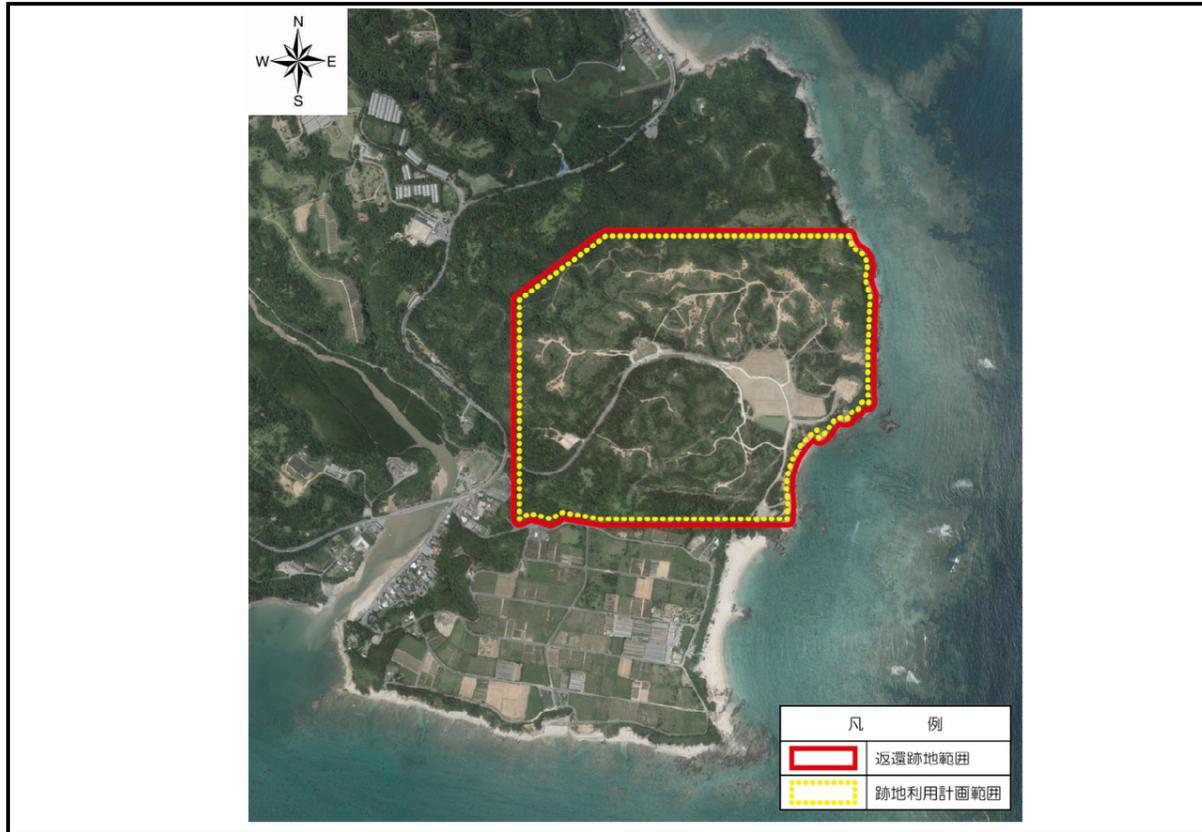


慶佐次通信所

返還跡地



返還跡地周辺の現況



「東村提供」

■返還跡地の概要等

□ 概 要				
面 積	約 56.0ha		■内訳	
	国有地	0ha	0%	面積は海上保安庁から返還された「慶佐次ロランC局」も含めた面積である。 (内訳は東村提供)
	県有地	0ha	0%	
	市町村有地	0ha	0%	
民有地	56.0ha	100%		
所 在 地	東村（字慶佐次）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島北部、東海岸の字慶佐次集落の東方 200mの太平洋を見下ろす高台 土地の形状：大部分が起伏ある原野			

□ 沿 革	
昭 37. 10. 15	●米軍（沿岸警備隊）により「慶佐次ロラン（LORAN）局」として使用開始。
昭 47. 5. 15	●「慶佐次ロランA・C送信所」が、「慶佐次通信所」として提供施設・区域となる。
昭 52. 11. 4	●第11管区海上保安本部が、電波航路標識施設整備のための用地として約6.1haを共同使用。
昭 53. 2. 1	●第11管区海上保安本部が、ロランA業務を米軍から引き継ぐ。
平 3. 7	●米軍の日本本土の通信システムと沖縄の通信システムを光ファイバーにより接続するため、長崎県佐世保基地と「慶佐次通信所」間830kmに、海底ケーブルを敷設。
平 7. 3. 31	●海上保安庁（第11管区海上保安本部）が引き続きロランC施設及びA施設として使用するため、継続使用の1haを除き土地約54.8haと水域約3haを返還。
平 7. 4. 1	●施設管理権が、海軍（沿岸警備隊）から陸軍へ移管。
平 27. 2. 1	●海上保安庁が「慶佐次ロランC局」を運用停止。
平 27. 2. 27	●継続使用の土地約1ha及び水域（次の各点を結ぶ線の両側100m以内の区域(1)北緯26度36分11秒、東経128度9分9.1秒(2)北緯26度35分56秒、東経128度17分35秒）を返還。
平 28. 4. 1	●海上保安庁の原状回復工事が完了したことにより、地権者へ土地（約55ha）を引き渡し。また、沖縄防衛局の支障除去措置が完了したことにより、地権者へ土地（約1ha）を引き渡し。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画
●行政主導ではなく、慶佐次区が跡地利用推進委員会を立ち上げ、区の住民の意見を取り入れた跡地利用計画の基本方針を策定し、理念や方向性を固めた上で、雄大な自然を生かした観光施設誘致や県・村・区が進めている慶佐次川の自然環境再生事業とも効果的に連動させた跡地利用の検討を行っていく予定。

□ 事業段階	
跡地利用基本計画策定段階	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年7月に「慶佐次ロラン局跡地利用推進委員会」発足。 ●平成28年8月に「慶佐次ロラン局跡地利用計画基本方針」を策定。 ※跡地利用の基本的な考え方を踏まえた基礎調査を行い、今後の跡地利用の方向性の検討を実施。 ●同委員会も賃貸の意向があるため長期的賃貸を検討する村の方針に同意し、村が令和4年12月に「公有地等の有効活用に係るサウンディング調査」を実施し、長期賃貸の方向で検討中。